

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
5月30日
(金曜日)

目次

規則	1
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)	1
告示	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	1
公告	1
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	1
農業経営基盤強化促進法第八条第一項の規定による承認(農業振興課)	1
基本測量の実施(監理課)	2
公共測量の実施の終了(監理課)	2
教委公告	2
契約の締結	3
公安委規則	3
山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	3
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	3
公安委規程	3
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	4
監査告示	4
外部監査人の補助者の氏名等	5

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十六年五月三十日

山口県規則第三十一号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号才中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改め、同号ク中「特定粉じん排出者」の下に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」を加え、「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。



山口県告示第八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十六年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
南岩国町二丁目⁽²⁾地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	南岩国町二丁目	六二六の一	地先	一号
"	"	六二五の一		二号
"	"	六二五の一		三号

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六二五の一	六二七の一	六二七の一	六二七の一	六二七の一	六二八	二七〇の一	二八一の四地先	二八五の二	六二七の二地先	六二六の二	
四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	



(一七九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年七月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 ゆうまーる
代表者の氏名 瀧山 進
主たる事務所の所在地 岩国市由宇町神東六一九番地の四
三 定款に記載された目的
地域社会資源を活用した循環型地域社会の創造を目指し、地域の活性化や若者等の定住促進を図るとともに、高齢者、障害者等の生活の自立を支える活動を行い、不特

定多数の人々の利益の増進に寄与すること及び防災・防犯や環境保護と子どもの健全育成に資することにより、人々が生き生きと安全で健やかに暮らせる地域づくりに寄与すること。

(一八〇) 農業経営基盤強化促進法第八条第一項の規定による承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、事業規程を次のとおり承認しました。

平成二十六年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 農地中間管理機構の名称
公益財団法人やまぐち農林振興公社
- 二 事業の種類
農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業

(一八一) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市及び下松市
- 三 作業の期間
平成二十六年七月一日から平成二十七年一月三十一日まで

(一八二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

りました。

平成二十六年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成二十五年十二月十五日から平成二十六年四月三十日まで



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁高校教育課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

スクールネットワークワーク二二ネットワークセンター運用保守・ヘルプデスク業務

式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目三番一号

六 契約金額

三千百八十四万九千二百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和四十二年山口県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 免許の効力の停止の解除

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「仮運転免許申請書」及び「規定による更新申請書」の下に「及び質問票」を加え、「第十八条の二の二第二項」を「第十八条の二の三第二項」に改

め、同条第三項の表中「限る。」の下に「及び質問票」を加え、

「二 法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証交付申請書

三 府令第十八条の五の限定解除審査申請書（自動車及び原動機付自転車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合を除く。）

四 府令第二十条第一項の規定による運転免許証記載事項変更届

四の二 府令第二十一条第一項の規定による運転免許証再交付申請書

五 府令第二十九条第一項の規定による運転免許証更新申請書

六 府令第二十九条の二第一項の規定による運転免許証の更新期間における免許証更新申請書

「二 法第七十七条第一項の規定による運転免許証更新申請書及び質問票

三 法第七十七条の二第一項の規定による特例更新申請書及び質問票

四 法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証交付申請書

五 府令第十八条の五の限定解除審査申請書（自動車及び原動機付自転車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合を除く。）

六 府令第二十条第一項の規定による運転免許証記載事項変更届

六の二 府令第二十一条第一項の規定による運転免許証再交付申請書

第七項中「運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書」を「特例更新申請書」に改める。

第二十五条第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

「免 許 証 の 取 消 拒 止 を 受 け た 者 に 対 して 六 月 を 超 え る 期 間 の 自 動 車 等 の 運 転 の 禁 止 」

「処分前又は失効前」及び「はり付け欄」を「貼付け欄」及び「処分前」を

「処分前又は失効前」及び「はり付け欄」を「貼付け欄」及び「処分前」を

を

に改め、同条第五項及び

別記第十七号様式中「免許証の更新を受けようとする者」を「免許証の更新を受けようとする者」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十八の表第八十九条第一項の項中「の処理」を「及び質問票の処理並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第89条第2項	質問票の交付
---------	--------

別表第一の六十八の表第八十九条第二項の項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改め、同表第一百一条第一項の項中「の処理」を「及び質問票の処理」に改め、同表第一百一条第三項の項の次に次のように加える。

第101条第4項	運転免許証更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付
----------	--------------------------------

別表第一の六十八の表中

第101条第4項	第101条第5項	を	第101条第6項	に改め、同表第一百一条の二
第101条第5項	第101条第6項			

別表第一の項中「更新期間前の運転免許証の更新の申請」を「特例更新申請書及び質問

細」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条の2第2項	特別更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付
------------	-----------------------------

別表第一の六十八の表中

第101条の2第2項	第101条の2第3項
第101条の2第3項	第101条の2第4項

を」に改め、同表第一百一条の四

第三項の項の次に次のように加える。

第101条の5	報告の徴収
第101条の6第1項	医師からの届出の受理
第101条の6第2項	医師からの確認の求めに対する回答
第101条の6第4項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

別表第一の六十八の表第百三十三条第三項〔準用〕第百三十三条第五項、第百四十二条の二の三第
六項及び第百七条の五第九項の項中「第104条の2の3第6項」を「第104条の2の3第
8項」に改め、同表第百四十二条の二第1項〔準用〕第百四十二条の二の三第5項及び第百七条
の五第四項の項中「第104条の2の3第5項」を「第104条の2の3第7項」に改め、同
表第百七条第一項の項の次に次のように加える。

第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者からの報告の徴収
-----------	------------------------

別表第二の三十一の表第八十九条第一項の項中「の受理及び」を「及び質問票の受理
並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第89条第2項	質問票の交付
---------	--------

別表第二の三十一の表第百一条第一項の項中「の受理」を「及び質問票の受理」に改
め、同項の次に次のように加える。

第101条第4項	運転免許証更新申請書を提出しようとする者に対する 質問票の交付
----------	------------------------------------

別表第二の三十一の表中

第101条第4項	第101条第5項
第101条第5項	第101条第6項

を

に改め、同表第一百一条の二

第一項の項中「更新期間前の運転免許証の更新の申請」を「特別更新申請書及び質問
票」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条の2第2項	特別更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付
------------	-----------------------------

別表第二の三十一の表中

第101条の2第2項	第101条の2第3項
第101条の2第3項	第101条の2第4項

を

に改め、同表第百四十二条の四

第二項の項の前に次のように加える。

第101条の5	報告の徴収
第101条の6第1項	医師からの届出の受理

別表第二の三十一の表第百七条第一項の項の次に次のように加える。

第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者からの報告の徴収
-----------	------------------------

附則

この規程は、平成二十六年六月一日から施行する。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定す
る監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間
は、次のとおりである。

平成二十六年五月三十日

山口県監査委員

氏名 住所 所 期 間

平成二十六年五月三十日印刷
平成二十六年五月三十日発行

発行人所

山口県知事

田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	
古林 照己	下松市北斗町三番一―一〇三号	
品川 充洋	岩国市今津町四丁目一六番五―一三〇二号	
森永 晃仁	光市虹ヶ浜三丁目一番二〇―五〇三号	
河口 雅邦	宇部市大字東須恵六五三の六	
村田 治子	山陽小野田市大字東高泊四二二の一	
寺田 寛	山口市宮野下七九の四	

平成二十六年五月三十日から平成二十七年三月三十一日まで